

準PAZ内（牡鹿半島）における主な対応について

1. 宮城県、石巻市における初動対応について

- 警戒事態で、避難行動要支援者の避難準備のため、宮城県及び石巻市は、一時集合場所、学校、医療機関、社会福祉施設に避難用車両等の手配を開始するとともに、避難誘導責任者を各一時集合場所に速やかに配置し、一時集合場所の開設準備を開始。

2. 学校・保育所の児童等の避難について

- 警戒事態で、授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
- 保護者への引き渡しができなかった児童等は、施設敷地緊急事態で、教職員等とともに宮城県又は石巻市が手配するバスで避難し、避難所で保護者に引き渡す。

3. 医療機関及び社会福祉施設の避難について

- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の避難可能な入所者等は、それぞれの避難先施設へ避難を実施。

4. 在宅の避難行動要支援者の避難について

- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス又は福祉車両で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。輸送等の避難準備完了後、避難を実施。

5. 観光客等一時滞在者の避難について

- 宮城県及び石巻市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態で、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、宮城県や石巻市が確保した車両により避難を実施。

6. 輸送能力の確保について

- 学校、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者等の避難のために、石巻

市、医療機関、社会福祉施設及び東北電力が配備する車両のほか、宮城県の要請に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。

○住民の避難のために、宮城県の要請に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。

7. 自然災害時等における避難等の基本的考え方について

○自然災害により陸路による避難が実施できない場合は、海路による避難を実施。

○悪天候等により海路による避難が困難な場合は、天候等回復するまで屋内退避を実施し、避難体制が整い次第海路による避難を実施。

○避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設を含む屋内退避施設で屋内退避を継続。輸送等の避難準備完了後、避難を実施。